鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する 条例

(改正理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備するとともに、喫煙等の標識に関する規定について所要の整備を行うもの。

(改正内容)

- (1) 急速充電設備の充電対象の拡大、全出力の上限の撤廃、コネクター を用いて充電するものであることの明記並びに分離型の急速充電設備 に、充電ポストを含むこととする。(第11条の2第1項関係)
- (2) 屋外に設ける分離型の急速充電設備の充電ポストについては、離隔 距離を適用しないこととする。(第11条の2第1項第1号関係)
- (3) 分離型の急速充電設備の充電ポストの筐体について、不燃性の金属 材料で造ることを適用しないこととする。(第11条の2第1項第2号 関係)
- (4) 急速充電設備と電気自動車等の接続部を「コネクター」と表記する。 (第11条の2第1項第6号及び第7号関係)
- (5) 急速充電設備の緊急停止装置の設置位置について定める。(第11条の2第1項第11号関係)
- (6) 衝突防止の措置について、表記を改める。 (第11条の2第1項第12 号関係)

- (7) 急速充電設備に内蔵する蓄電池に講ずることとされている措置は、 主として保安のために設ける蓄電池には適用しないこととする。(第 11条の2第1項第16号関係)
- (8) 分離型の急速充電設備の蓄電池は、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストに内蔵してはならないこととする。(第11条の2第1項第17号関係)
- (9) 「喫煙所」の標識の設置について、健康増進法(平成14年法律第 103 号)に規定する喫煙専用室標識を設ける場合には、設置しなくて よいこととする。(第23条第3項関係)
- (10) 「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととする。(第23条第4項関係)
- (11) 字句の整理を行う。(第11条の2第1項第13号、第16条第1項、第23条第1項及び第5項関係)
- (12) 別表第7を削除する。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項で定める、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。